株主各位

愛知県日進市赤池町西組32番地

株式会社 あさくま

代表取締役社長 横田 優

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、

ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月23日(木曜日)午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2022年6月24日(金曜日)午前10時(午前9時30分開場)
- 2. 場 所 愛知県日進市赤池町西組32番地

ステーキのあさくま 本店 1階大広間

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3.目的事項報告事項

- 1. 第49期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第49期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31 日) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.asakuma.co.jp/)に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席される場合



2022年6月24日(金曜日) 株主総会日時 午前10時開催

(受付開始は午前9時30分を予定しております。)

同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**くださいますようお願い申し上げます。

株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

郵送にて議決権を行使される場合



行使期限 2022年6月23日(木曜日) 午後6時必着

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**行使期限までに 到着**するようご返送ください。

(添付書類)

第49期 事業報告

(自 2021年4月1日) 至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前連結会計年度から引き続き緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令され、ワクチン接種が進んでいるものの、新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ見えず、先行きは依然不透明な状況にあります。

外食業界におきましては、ほぼ一年を通じ上記の措置期間における 営業時間短縮やアルコール類提供休止等を余儀なくされ、人材不足や 採用コストの増加、地政学的なリスクに伴う原材料価格やエネルギー 価格の高騰等も相まって、極めて厳しい経営環境が続いております。

このような環境の下、当社グループといたしましては、「お客様に 食を通じて感動を提案するエンターテイメントレストラン」という不 変的な考えのもと、業績指標の向上に向けて全社を挙げて取り組んで おります。

「あさくまへ食べに行こう」という来店動機の一つでもあるサラダバーについて、このコロナ禍でいかに清潔かつ安全にご提供できるかを模索してまいりました。試行錯誤の末、一人ずつのマイトングと使い捨て手袋をご準備して、他のお客様と極力接触しないようにしてお客様をお迎えしております。当連結会計年度において特に注力している品揃えにつきましては、その名のとおり、レタスやキャベツ、オニオン等のサラダ食材はもちろん、和惣菜もご提供して、幅広い年齢官にご対応できるようにしております。店舗のスペースにもよりますが、常時14品目を並べ、常日頃内容を少しずつ変えており、包とっていまります。そのほか、たい焼きやワッフル、クレープのセルフクッキングができるコーナーをご準備しており、特におす、スイーツの好きな大人のお客様にもご好評を得ております。今後は品質の向上を追求して、より一層お客様に喜んでいただけるスイーツコーナーを作ってまいります。

スーパー等で販売されているあさくまのコーンスープがこのサラダバーにて飲み放題というのも魅力の一つです。「あさくまに行ったら、まずコーンスープ」というお声もいただいております。また、国民食の一つにも数えられるカレーについては、あさくまのビーフカレーを2種類のご飯とともにご提供することで、こちらも「これだけでおなか一杯」と言っていただけるほどご好評を得ております。これらのサラダバーについては、一部を除いて、ステーキやハンバーグ等にセットされておりますが、サラダバー単品でもお値打ちにご提供しております。看板メニューであるコーンスープ、オリジナルカレーが、飲み放題、食べ放題となっており、コストパフォーマンスはお客様にとって、とても高いものとなっております。

このコーンスープをベースに野菜やチキン等の具材を加えた「食べるスープ」の販売を、「Sweet Smile Soup (スイート スマイル スープ)」という名で、ゴーストレストランにて新事業として開業いたしました。まだ、店舗数は少ないですが、今後直営店内での準備が整い次第広げてまいります。コロナ禍で飲食店でのお食事が敬遠され、ご自宅での飲食が増える中、ご自宅までお届けするちょっとリッチな「食べるスープ」のニーズは高いものと考えております。

このような活動を行う一方、前連結会計年度以降、家賃や人件費等の削減を進め、これにより損益分岐点を引き下げることができております。当連結会計年度においても、この効果を持続しており、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が一時的に解除された時期においては、なかなかコロナ禍以前の売上高には到達できないものの、ディナータイムの売上高の伸びもあり、営業収支も改善されてきております。

当連結会計年度における店舗展開につきましては、当社の直営店で1店舗の退店がありました。この結果、当連結会計年度末現在における当社の店舗数は、直営店が61店舗となり、FC店5店舗を加えて66店舗となりました。株式会社あさくまサクセッションの直営店は10店舗のままで、当社グループの総店舗数は、76店舗(FC店5店舗を含む)となっております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における業績は、売上高5,248,995千円(前年同期比17.8%減)、営業損失340,968千円(前年同期は695,188千円の損失)、経常利益450,580千円(前年同期は413,834千円の損失)、親会社株主に帰属する当期純利益60,120千円(前年同期は1,578,040千円の損失)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、60,268千円であります。

- ①**当連結会計年度中に完成した主要設備** 該当事項はありません。
- ②**当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充** 星崎店 建物
- ③**当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失** 京都伏見店 建物

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- (5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の 承継の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式、その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

外食産業を取り巻く環境は、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等 重点措置の発令によって、その都度解除後には一時的に来店客数の回 復の兆しが見られたものの、感染拡大の影響により、景気の先行きは 不透明な状況が継続するものと想定されます。

当社グループはこのような外部環境の中、収益力の回復に向けて既存店舗における顧客満足度の向上に努めて経営の効率を進めてまいります。

具体的には以下の課題に取り組んでまいります。

- ①既存店収益向上のための経営体質の強化
- ②QSCの向上のためのトレーニング体制の強化
- ③サラダバーの充実と衛生管理の向上
- ④生産性向上のための仕組みづくり
- ⑤既存店舗のブラッシュアップ

(8) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

	区	分	第46期 (2019年3月期)	第47期 (2020年3月期)	第48期 (2021年3月期)	第49期 (2022年3月期)
売	上	高(百万円)	9,447	8,849	6,384	5,248
経常利	益又は経常排	員失(△)(百万円)	679	239	△413	450
親会社株式	主に帰属する当期 主に帰属する当期	帆益又は 純損失(△)(百万円)	401	69	△1,578	60
	たり当期純利 たり当期純抗		85.29	13.27	△295.69	11.29
総	資	産(百万円)	4,414	5,063	3,999	3,876
純	資	産(百万円)	3,195	3,896	2,223	2,412
1株計	当たり純貧	資産額 (円)	678.31	728.99	417.58	452.90

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数に 基づき算出しております。
 - 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
 - 3. 記載金額(1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を除く)は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

②当社の財産及び損益の状況

	区	分		第46期 (2019年3月期)	第47期 (2020年3月期)	第48期 (2021年3月期)	第49期 (2022年3月期)
売	上	高(百	万円)	8,147	7,737	5,486	5,056
経常利	益又は経常攅	員失(△)(百	万円)	669	263	△120	421
当期純和	川益又は当期純	損失(△)(芒	万円)	424	106	△1,401	35
	たり当期純利 たり当期純損		(円)	90.07	20.56	△262.62	6.74
総	資	産(百	万円)	4,163	4,584	3,727	3,752
純	資	産(芒	万円)	3,133	3,872	2,376	2,412
1株計	当たり純貧	産額	(円)	665.14	724.48	446.18	452.90

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数に 基づき算出しております。
 - 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
 - 3. 記載金額 (1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を除く) は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社テンポスホールディングスで、同社は当社の株式を2,710千株(議決権比率50.88%)保有いたしております。

② 親会社等との取引に関する事項

イ. 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社等との取引については、当該取引の当社の事業上の必要性を検討し、取引条件の市場価格・水準を勘案する等、当該取引が第三者との通常の取引と比べて著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の 判断及びその理由

親会社等との取引については、当社社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の取締役会は、当社の利益を害することはないと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合のその意見 該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社あさくま サクセッション	40百万円	100%	飲食店舗の運営

(注)株式会社竹若につきましては、2021年9月1日付で破産手続の開始決定を受けたことに伴い、重要な子会社から除外いたしました。

(10) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

当社グループは飲食店舗の運営を主な事業としております。この他に飲食事業に付帯する業務を営んでおりますが、飲食以外の事業の重要性が乏しいため、セグメントごとの記載はしておりません。

(11) 主要な事業所(2022年3月31日現在)

①本部

名古屋事務所:愛知県名古屋市天白区

東京事務所:東京都大田区 ②店舗 (フランチャイズ店を含む)

=	都府県名	Z	あさ 直 営 店	くま FC 店	あさくま サクセッション	dž
愛	知	県	23	_	_	23
岐	阜	県	4	_	_	4
Ξ	重	県	4	_	_	4
静	岡	県	12	2	_	14
千	葉	県	5	1	_	6
神	奈 川	県	5	1	_	6
茨	城	県	2	_	_	2
埼	玉	県	4	_	1	5
東	京	都	2	_	9	11
岡	Ш	県	_	1	_	1
Ê	ì	計	61	5	10	76

(12) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前連結会計年度末比増減
	1014	3 56	名)	27名減 (105名減)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は() 内に雇用人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。
 - 2. 臨時従業員には、パートタイマー及びアルバイトを含んでおります。

②当社の使用人の状況

	使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
ſ	90名(343名)	1名減(79名減)	40.9歳	4年9ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は() 内に雇用人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。
 - 2. 臨時従業員には、パートタイマー及びアルバイトを含んでおります。
 - 3. 平均年齢及び平均勤続年数に、臨時従業員は含まれておりません。

(13) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借入残高
岐阜信用金庫	164,080千円
株式会社三井住友銀行	150,000千円
株式会社北陸銀行	143,750千円
株式会社りそな銀行	50,000千円

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 18,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,326,521株 (自己株式50,549株を除く。) (注)新株予約権の権利行使により、800株増加しております。
- (3) 株主数

8.779名

(4) 大株主

	株	<u> </u>		持 株 数	持 株 比 率
株式:	会社テンポス	ホールディン	ングス	2,710,213株	50.88%
近	藤	裕	貴	483,382株	9.07%
近	藤	典	子	419,382株	7.87%
有	限会社	あさし	<i>、</i> お	326,436株	6.12%
西	尾	す み	子	145,900株	2.73%
近	藤	千 鶴	子	58,796株	1.10%
株式	大会社 三	井 住 友	銀行	44,616株	0.83%
麒	麟 麦 酒	株式会	会 社	42,000株	0.78%
あ同様	い お い] 損 害 保	_ ′ `	z イ 会 社	10,280株	0.19%
本	坊 酒 造	株式会	会 社	10,000株	0.18%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(50,549株)を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 - 2. 有限会社あさしおの持株数は、日本証券金融株式会社(日証金)への貸付株123.600株は含まれておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約 権の状況

	第4回新株予約権
発行決議の日	2017年3月14日
保有者数	取締役 1名
新株予約権の数	3,000個
目的である株式の種類及び数	普通株式 3,000株
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき310円
行使期間	2019年 3 月15日から 2026年 6 月27日まで
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、従業員及びグループ会社の取締役、従業員の地位にあることを要する。但し、取締役を任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株 予約権等の状況

該当事項ありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項(2022年3月31日現在)

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議の日	2013年6月13日	2017年3月14日
保有者数	 当社従業員 2名 	当社取締役 1名 当社従業員 1名
新株予約権の数	1,500個	3,050個
目的である株式の種類及び数	普通株式 300株	普通株式 3,050株
新株予約権の払込金額	払込を要しない	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき50円	1個につき310円
行使期間	2015年 6 月21日から 2022年 6 月25日まで	2019年 3 月15日から 2026年 6 月27日まで
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、権利行使時において、当及び顧問の地位にある締役を任めた場合の取過でを任期満の、近畿の地位した場合の取退を任めた場合が、近畿のでは、以は、対したは、以は、対したは、対が、正当な場合は、はないのはないのはないのはない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。	1. 新株予約権者は、権利 行使時において、当及び グループ会を社のによるの地のでは、従業の取にをしたとのでは、とのでは、とのでは、とのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

	第5回新株予約権
発行決議の日	2018年12月13日
保有者数	当社従業員 38名
新株予約権の数	7,800個
目的である株式の種類及び数	普通株式 7,800株
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき483円
行使期間	2020年12月14日から 2028年 6 月26日まで
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、従業員、もしくは当社のグループ会社の取締役、従業員の地位にあることを要する。但し、取締役を任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2022年3月31日現在)

地		位	Е	E.	名	担当及び重要な兼職の状況
代表]	取締役	社長	横	\blacksquare	優	
取	締	役	西	尾	すみ子	管理部長
取	締	役	清	水	孝 洋	商品企画考房代表 一般社団法人日本市場創造研究会理事
取	締	役	林		幸	社会福祉法人クレッシュ理事 学校法人名古屋文化学園保育専門学校講師 愛知県幼稚園教諭免許状更新講習講師
常勤	5 監 3	查 役	松	井	悟	
監	査	役	石	井	林太郎	弁護士
監	査	役	後	藤	德 彌	公認会計士 社会福祉法人風の森監事 社会福祉法人共生会監事 斎久工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 清水孝洋氏及び林 幸氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役 松井悟氏、石井林太郎氏及び後藤德彌氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役 後藤德彌氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 当社は、社外取締役 清水孝洋氏及び林 幸氏並びに社外監査役 松井悟氏、石井林太郎氏及び後藤德彌氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 5. 取締役 新貝栄市氏、金盛幹男氏、加藤真美氏は、2021年6月25日開催の 第48期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
 - 6. 監査役 酒井圭吾氏は、2021年6月25日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役等の報酬等の額

区	分	支 給 人 員	支	給 額
取	役	7名	(26,628千円
(う ち 社 外	取締役)	(4名)		1,500千円)
監	役	4名	(6,000千円
(う ち 社 外	監 査 役)	(3名)		5,100千円)
合	計	11名		32,628千円

- (注) 1. 上表には、2021年6月25日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって、退任した取締役3名(うち社外取締役2名)及び監査役1名を含んでおります。
 - 2. 役員の金銭報酬の額は、1984年9月27日開催の第11期定時株主総会において年額120,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名、監査役の員数は、2名です。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という)を取締役会決議にて定めております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容は以下のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、短期的な業績の向上と株主利益の追求を考慮しながらも、取締役が中長期的視点で当社グループの持続的成長と企業価値向上に取り組めるよう、基本報酬の水準と安定性を重視することを基本方針とし、基本報酬のみで構成する。

② 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月額の固定報酬とし、役位及び職 責及び在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水 準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。 ③ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額もしくは数又は その算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件 の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等並びに非金銭報酬等については支給しない。

④ 金銭報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針は、基本 報酬のみであるためこれを定めない。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会で決議された取締役の年間報酬総額の限度額内で基本報酬の総額について取締役会での決議に基づき、上記各方針に従って具体的な額を決定するよう代表取締役に対して委任するものとする。当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が最も適しているからである。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、支給総額の内容について十分な協議を行わなくてはならない。

(5) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

前記「4.会社役員に関する事項(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載の社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役清水孝洋	2021年6月25日就任以降に開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。同氏の豊富なビジネス経験と知見に基づく客観的な視点から、当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 林 幸	2021年6月25日就任以降に開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。同氏の教育者としての豊富な経験と知見に基づく客観的な視点から、当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 松井 悟	2021年6月25日就任以降に開催された取締役会11 回の全てに出席し、また、監査役会10回の全てに出 席しており、同氏の管理部門での豊富な業務経験、 見識から、必要に応じ適宜発言を行っております。
監査役 研 株郎	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席、また、監査役会14回の全てに出席しており、弁護士としての豊富な経営経験、見識から、必要に応じ適宜発言を行っております。
監査役 後藤 德彌	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、また、監査役会14回の全てに出席しており、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ適宜発言を行っております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、取締役及び監査役であり、全ての被保 険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任大有監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての	25.600千円
報酬等の額	25,000 [7]
当社及び子会社が支払うべき金銭	25.600千円
その他の財産上の利益の合計額	23,000 🖯

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適正であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬額等について同意を判断しました。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合 等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計 監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の適正性・透明性を高めるために、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において、「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の基本方針」を以下のように定めております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス体制に関するコンプライアンス基本規程により、 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守した行動を取るための行 動規範を定める。
- ・取締役会を定期的に開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、 相互に職務執行を監視・監督する。また、監査役による職務執行 の監査を受け、法令及び定款に反する行為の未然防止に努める。
- ・取締役は、他の取締役及び使用人の職務の執行について、重大な 法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した 場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- ・内部監査室による監査を実施し、業務の適正性等を確保する。
- ・内部通報制度を運用し、法令及び定款に反する事実の早期発見に 努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、社内規程及び 管理マニュアルに従い適切に保存及び管理を実施し、必要に応じ て管理状況の検証、各規程等の見直しを行う。
- ・取締役及び監査役は上記に係る重要な情報・文書を常時閲覧できる体制とする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程に基づき企業集団におけるリスクを抽出し、重要性に応じて適切な対策を策定・実施する。また、リスク管理の実施状況を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
- ・経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から、 重要な事項については、取締役会において報告・審議する。
- ・情報リスクに関する規程を定め、経営的損失を未然に防止する体 制を確保する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を月1回開催し、経営に関する重要事項を決定するとと もに業務執行状況の相互監督を行う。
- ・取締役会の議案は取締役会規程の付議基準により、事前に取締役 及び監査役に議案に関する資料を配布することで、審議の活性 化・実質化を図る。
- ・経営環境の変化に対応し、意思決定の迅速化や職務執行等経営の 効率化を図るために、職務権限規程等を整備する。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社管理規程により経営管理を行う一方、子会社の経営の自主性を尊重するとともに、業務の適正な運用について積極的に指導を行う。
- ・子会社における経営上の重要な事項は、定期的に当社へ報告する ものとする。取締役は総合的に助言・指導を行う。
- ・取締役は、子会社における重大な法令違反その他コンプライアン スに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役及び取 締役会に報告し、その是正を図る。
- ・監査役は、子会社の監査役と意見交換等を実施し、連携を図る。
- ・内部監査室は、子会社の内部監査を実施し、結果を取締役会及び 監査役に報告する。

⑥ 財務報告の適正性を確保するための体制

・金融商品取引法の定めによる財務報告の適正性を確保するため、 全社レベル及び業務プロセスレベルの統制活動の整備・運用状況 を定期的に評価し、継続的に改善を図る。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該 使用人に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、具体的な内容(組織、人数、その他)については、監査役と相談の上、その意見を十分考慮して検討する。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役の職務を補助すべき使用人の任命については、監査役の同意を必要とする。また使用人は、業務執行に係る役職を兼務せず、 監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の 意見を聴取するものとする。

⑨ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に 関する事項

- ・取締役は、監査役から監査業務の補助を命じられた使用人の業務 が円滑に行われるよう、監査環境の整備に努める。
- ⑩ 監査役への報告に関する体制及び当該報告した者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な 事項について、監査役に都度報告するものとする。監査役は必要 に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ・内部通報規程の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。また、当該情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。
- ① 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
 - ・取締役は、監査役がその職務の執行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保するべく適切に対応する。
- ① その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に 出席する。
 - ・監査役は、代表取締役社長及び取締役、会計監査人、内部監査室 とそれぞれ定期的な会合を開催することにより、監査役監査の環 境整備の状況や重要課題等について意見交換を行い、相互の意思 疎通を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の、当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① 取締役の職務の執行状況について
 - ・取締役会が15回開催され、取締役·監査役が出席の上で、経営上 の重要事項(事業方針·資本政策·重要人事·法定事項等)を始め個 別議案の審議が行われております。

なお、社外取締役(2名)、社外監査役(3名)から随時意見表明がされており、経営の透明性は確保される体制となっております。

② コンプライアンス及びリスク管理体制について

- ・関係する社内規程を整備し、各種研修を実施し、取締役以下従業 員のコンプライアンス意識の向上に努めております。
- ・内部通報制度を整備し、法令違反等の早期発見と迅速適切な対応 を図っております。

③ 当社及びグループにおける業務の適正を確保するための体制について

- ・子会社の取締役が当社の取締役会にて業務執行状況について報告 を行っております。
- ・監査役が親会社及び子会社監査役と定期的な意見交換を実施し、 また内部監査室と連携し監査結果の共有を図り、業務の適正性を 検証しております。

④ 財務報告の適正性を確保するための体制について

・財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決 定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評 価を行っております。

⑤ 監査役監査の実効性の確保体制について

- ・監査役は、監査役会を14回開催した他、取締役会に出席し経営上の重要事項について報告を受け、取締役の業務執行状況を直接確認しております。また、代表取締役を始め取締役と定期的に会合し、経営課題、監査上の重要課題等についてヒアリングと意見交換を実施しております。
- ・常勤監査役は、会計監査人や内部監査室と定期的に意見交換を実施し、効率的な監査業務の遂行を図りながら、コンプライアンスに関する問題点を日常的に監査する体制を整備しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために、必要な内部留保を確保しつつ、収益に応じて株主の皆様への配当を実施することを基本方針としております。

なお、当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議を もって配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、 誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	2,650,486	流動負債	1,188,423
現金及び預金	1,997,093	買 掛 金	286,145
売 掛 金	258,935	短期借入金	250,000
原材料及び貯蔵品	26,800	1年内返済予定の長期借入金	83,880
未 収 入 金	303,824	未 払 金	175,223
その他	63,831	未払法人税等	153,305
		賞与引当金	12,885
固定資産	1,226,189	株主優待引当金	17,804
有形固定資産	633,202	そ の 他	209,179
建物及び構築物	369,693		
機械装置及び運搬具	37,423	固定負債	275,880
土地	87,806	長期借入金	173,950
建設仮勘定	82,255	資産除去債務	78,230
その他	56,023	そ の 他	23,700
無形固定資産	31,888		
その他	31,888	負 債 合 計	1,464,303
投資その他の資産	561,099	純資産の部	
破産更生債権等	812,892	株主資本	2,412,372
差入保証金	475,764	資 本 金	90,124
繰延税金資産	35,001	資本剰余金	1,710,362
その他	55,334	利益剰余金	687,592
貸倒引当金	△817,892	自己株式	△75,706
		純 資 産 合 計	2,412,372
資 産 合 計	3,876,675	負債及び純資産合計	3,876,675

連結損益計算書

(自 2021年4月1日) 至 2022年3月31日)

科		金	額
売上高			5,248,995
売上原価			2,181,613
売上総利益			3,067,381
販売費及び一般管理	費		3,408,350
営業損失			340,968
営業外収益			
受取利息及び配当	金	26	
助成金収入		778,127	
その他		20,104	798,258
営業外費用			
支払利息		4,851	
現金過不足		751	
その他		1,107	6,710
経常利益			450,580
特別利益			
固定資産売却益		8,309	
保険差益	–	83,776	
資産除去債務履行	差額	12,693	
補助金収入		16,841	
その他		2,256	123,876
特別損失			
固定資産除却損		6,390	
減損損失		233,933	
圧縮未決算特別勘?	定繰入額	83,776	
和解金		38,433	
店舗閉鎖損失		9,713	
店舗休止損失		9,084	
その他		3,000	384,331
税金等調整前当期純			190,125
法人税、住民税及び	事業税	165,006	
法人税等調整額		△35,001	130,005
当期純利益			60,120
親会社株主に帰属する	る当期純利益		60,120

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日) 至 2022年3月31日)

		株	主資	本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	861,583	938,655	499,358	△75,706	2,223,890	2,223,890
当期変動額						
新株の発行	124	124			248	248
減 資	△771,583	771,583			-	_
親会社株主に帰属 する当期純利益			60,120		60,120	60,120
連結範囲変更に伴う剰余金の増加			128,113		128,113	128,113
当期変動額合計	△771,459	771,707	188,233	_	188,481	188,481
当期末残高	90,124	1,710,362	687,592	△75,706	2,412,372	2,412,372

連結注記表

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

- 1. 連結の範囲に関する事項
- (1)連結子会社の数及び連結子会社の名称
 - ・連結子会社の数

1 計

・連結子会社の名称

株式会社あさくまサクセッション

なお、当社の連結子会社でありました株式会社竹若は、破産 手続きの開始決定を受けたことに伴い、連結の範囲から除外 しております。

(2)非連結子会社の名称等

- ・非連結子会社の名称 株式会社竹若
- ・連結の範囲から除いた理由 破産手続きの開始決定を受けたことに伴い、財務内容の把握が 困難となったため、連結の範囲から除外しております。
- 2. 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
- 4. 会計方針に関する事項
 - (1)重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品 …… 最終仕入原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げ

の方法)

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法を採用しております。

> ただし、1998年4月1日以降に取得し た建物(建物附属設備を除く)並びに 2016年4月1日以降に取得した建物附 属設備及び構築物については、定額法を 採用しております。

> なお、主な耐用年数は以下のとおりであ ります。

建物及び構築物 3~47年 機械装置及び運搬具 2~15年

定額法を採用しております。 ② 無形固定資産

なお、主な償却年数は次のとおりであり

ます。

ソフトウェア(自社利用分)5年 (社内における見込利用可能期間)

(3)重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 **債権の貸倒れによる損失に備えるため、**

一般債権については貸倒実績率により、 貸倒懸念債権等特定の債権については個 別に回収見込額を検討し、回収不能見込

額を計上しております。

②賞与引当金 従業員の賞与給付に備えるため、当連結

会計年度における支給見込額に基づき計

上しております。

株主優待制度に基づく費用の発生に備え ③ 株主優待引当金 ……

るため、翌連結会計年度以降において発 牛すると見込まれる額を計上しておりま す。

(4)収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要 な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通 常の時点(収益を認識する通常の時点)は、当社及び連結子会社の 商品を提供した時、製品については顧客に到着した時にそれぞれ収 益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、株主優待券受取額、親会社株主優待券 の交換手数料、他社ポイントの付与相当額及びフランチャイズ(F C) 店舗向けに販売している原材料については、他の当事者が提供 する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を差し 引いた純額を収益として認識しております。

(5)その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上していた株主優待券受取額や親会社株主優待券の交換手数料、及び他社ポイントの付与相当額を、それぞれ売上値引として計上する方法に変更しております。また、FC店舗向けに販売している原材料について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への材料販売における当社の役割が代理人取引に該当するため、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項 ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の 期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、全ての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が221,777千円、売上原価が127,739千円、売上総利益並びに販売費及び一般管理費が94,038千円それぞれ減少しております。なお、当連結会計年度の利益剰余金の期首残高に影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、当連結会計年度に係る連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(表示方法の変更に関する注記)

1. 連結貸借対照表

前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「未払金」は212.899千円であります。

2. 連結損益計算書

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「協賛金収入」(当連結会計年度は、7,246千円)及び「不動産賃貸料」(当連結会計年度は、3,206千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した 額であって、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能 性があるものは、次のとおりです。

1. 固定資産の減損

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	633,202
無形固定資産	31,888
減損損失	233,933

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として 事業用資産である直営店舗を基本単位として資産のグルーピングを 行っております。収益性の低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額と帳簿価格を比較し減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が伴うため、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。その結果、翌連結会計年度の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位:千円)

繰延税金資産 35,001

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社グループは、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」 (企業会計基準適用指針第26号 2015年12月28日) に基づき、将 来一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタック ス・プランニングにより、繰延税金資産の回収可能性を判断してお ります。

これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が伴うため、翌 連結会計年度に係る連結計算書類に影響を及ぼす可能性がありま す。

3. 資産除去債務

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

資産除去債務	78,230

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社グループは、店舗建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等について、個別に入手した原状回復費用の見積額や業態別に直近の退店時の原状回復費用実績に基づき店舗1坪当たり費用を見積もり、それらを既存店舗の建築坪数へ乗じて資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の履行時期を予測することや将来の最終的な除去費用を見積もることは困難であり、これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が伴うため、翌連結会計年度に係る連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

当連結会計年度において、新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用について見積りの変更を行いました。この見積りの変更に伴い25.501千円を資産除去債務に加算しております。

なお、この見積りに伴って、当連結会計年度の営業損失が18,636千円増加し、経常利益が18,636千円、税金等調整前当期純利益が22.318千円それぞれ減少しております。

(追加情報)

会計上の見積りの不確実性について

世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの地域でヒトとモノの移動が制限され、消費者の購買行動が大きく変化しました。

終息時期の正確な予測は困難ですが、ワクチン接種が開始され、感染拡大は今後緩やかに収束するものと仮定し、固定資産の減損損失及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、現時点で入手可能な情報に基づいて最善の見積りを行っておりますが、今後の実際の推移がこの仮定と乖離する場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

2,873,519千円

2. その他の流動負債のうち、契約負債の金額

2,499千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類		当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末の株式数(株)
普通株式	5,376,270	800	_	5,377,070

- (注)発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使による増加分であり ます。
 - 2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類		当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末の株式数(株)
普通株式	50,549		_	50,549

- 3. 剰余金の配当に関する事項
 - ①配当支払額 該当事項はありません。
 - ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 該当事項はありません。
- 4. 当連結会計年度の末日において発行している新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 11,150株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用につきましては主として安全性が高い預金等により運用し、また、資金調達については必要に応じて銀行借入により行う方針であります。デリバティブ取引等の投機的な取引は、行わない方針であります。

営業債権である売掛金については、主として顧客のクレジット決済によるものであり、信用リスクに晒されております。差入保証金は、主に出店に関わる賃貸借契約等に基づく保証金及び敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。営業債権及び差入保証金に係る信用リスクは、当社グループの経理規程に従い、取引先毎に残高確認を行う等、担当部署が相手先の状況のモニタリングを行い、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日ですので、流動性リスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

「破産更生等債権等」については、回収見込額等に基づいて貸倒見 積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表 価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似するものであること から、記載を省略しております。

(单位:千円)

			<u> </u>
	連結貸借対照表 計 上 額	時価	差額
(1)差入保証金	475,764	474,277	△1,486
(2)長期借入金	(257,830)	(255,713)	△2,116

- (注) 1. 負債に計上されているものについては、()で示しております。
 - 2. 長期借入金については、1年内の期限到来分を含めて記載しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産または負債の活発な市場における(無

調整の) 相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に

観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定し

た時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 当連結会計年度(2022年3月31日) 該当事項はありません。
- ②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
差入保証金	_	474,277	_	474,277	
資産計	_	474,277	_	474,277	
長期借入金	_	255,713	_	255,713	
負債計	_	255,713	_	255,713	

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明 差入保証金

差入保証金の時価は、賃貸借契約に伴うものについては満了期間までの残年数に応じ、賃貸借契約に伴わないものについては満了まで5年未満として、それぞれ信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	(-12 - 113)
	当連結会計年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
レストラン売上高	4,888,876
外販商品売上高	417,627
その他	△57,508
顧客との契約から生じる収益	5,248,995
その他の収益	_
外部顧客への売上高	5,248,995

- 2. 収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成の ための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する 事項(4)収益及び費用の計上基準 に記載の通りであります。
- 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	(+ \(\frac{1}{2}\)\ \(\frac{1}{2}\)
	当連結会計年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
期首残高	_
期末残高	2,499

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額452円90銭1株当たり当期純利益11円29銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 減損損失 当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

会社区分	場所	用途	種類
要要要求 祖祖祖祖 祖祖祖 祖祖祖	愛知県一宮市	店舗	建物、構築物、機械装置、工具器具及び備品
	愛知県稲沢市	店舗	建物、構築物、機械装置、工具器具及び備品
	愛知県刈谷市	店舗	建物、構築物、機械装置、工具器具及び備品
	愛知県津島市	店舗	建物
	茨城県牛久市	店舗	建物、機械装置
	神奈川県川崎市	店舗	建物、構築物、機械装置、工具器具及び備品
	神奈川県藤沢市	店舗	工具器具及び備品
	神奈川県横浜市	店舗	工具器具及び備品
	岐阜県岐阜市	店舗	建物
	埼玉県三郷市	店舗	建物
	静岡県磐田市	店舗	建物
	静岡県浜松市	店舗	建物、構築物、機械装置、工具器具及び備品
	静岡県袋井市	店舗	建物、機械装置、工具器具及び備品
	静岡県藤枝市	店舗	建物、構築物、機械装置、工具器具及び備品
	静岡県富士市	店舗	建物、構築物、機械装置、工具器具及び備品
	千葉県市原市	店舗	建物
	千葉県流山市	店舗	建物、構築物、機械装置、工具器具及び備品
	東京都練馬区	店舗	建物
	三重県松阪市	店舗	建物、構築物、機械装置、工具器具及び備品

会社区分	会社区分場所		種類
	東京都世田谷区	店舗	建物、工具器具及び備品
連結子会社	東京都目黒区	店舗	建物、工具器具及び備品
株式会社あさくま サクセッション	東京都品川区	店舗	建物
	埼玉県さいたま市	店舗	建物

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業 用資産である直営店舗を基本単位として資産のグルーピングを行って おります。

収益性の低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。なお、将来キャッシュ・フローが見込めないため、回収可能価額はゼロとして評価しております。

その内訳は、建物及び構築物199,346千円、機械装置10,563千円、 工具器具及び備品24,023千円であります。なお、当資産グループの回 収可能価額は使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッ シュ・フローがマイナスであるため割引率の記載を省略しております。

(注)連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表(1株当たり情報に関する注記を除く)に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。1株当たり情報に関する注記に記載の金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

		7.1	(単位:千円)
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	2,592,592	流動負債	1,159,364
現金及び預金	1,974,159	買 掛 金	277,590
売 掛 金	252,625	短期借入金	250,000
原 材 料	22,019	1年内返済予定の長期借入金	75,000
貯 蔵 品	3,036	未 払 金	173,280
前払費用	29,217	未払法人税等	151,982
関係会社短期貸付金	74,249	未払費用	77,815
1年内回収予定関係会社長期貸付金	38,004	前 受 金	17,294
未 収 入 金	283,853	預 り 金	3,093
そ の 他	28,381	株主優待引当金	17,804
貸倒引当金	△112,953	賞 与 引 当 金	12,885
固定資産	1,159,533	圧縮未決算特別勘定	83,776
有形固定資産	626,406	そ の 他	18,840
建物	354,200	固定負債	180,388
構築物	9,335	長期借入金	68,750
機械及び装置	37,423	預 り 保 証 金	15,900
工具、器具及び備品	55,386	資産除去債務	68,738
土 地	87,806	投資損失引当金	27,000
建設仮勘定	82,255	負 債 合 計	1,339,752
		純資産の部	
無形固定資産	31,888	株主資本	2,412,372
借 地 権	23,815	資 本 金	90,124
電話加入権	5,887	資本剰余金	1,711,598
ソフトウエア	2,185	資本準備金	608,257
投資その他の資産	501,238	その他資本剰余金	1,103,340
関係会社長期貸付金	103,956	利益剰余金	686,356
長期前払費用	233	利益準備金	551
破産更生債権等	812,892	その他利益剰余金	685,805
差入保証金	423,670	繰越利益剰余金	685,805
繰延税金資産	35,001	自己株式	△75,706
その他	42,333		
貸倒引当金	△916,848	純 資 産 合 計	2,412,372
資 産 合 計	3,752,125	負債及び純資産合計	3,752,125

損益計算書

(自 2021年4月1日) 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

科		金	額
売上高			5,056,945
売上原価			2,122,301
売上総利益			2,934,644
販売費及び一般管理費	•		3,217,264
営業損失			282,620
営業外収益			
受取利息		3,998	
協賛金収入		7,110	
助成金収入		687,542	
その他		8,808	707,599
営業外費用			
支払利息		2,564	
現金過不足		551	
その他		846	3,962
経常利益			421,017
特別利益			
貸倒引当金戻入益		33,054	
保険差益		83,776	116,830
特別損失			
固定資産除却損		6,390	
圧縮未決算特別勘定	繰入額	83,776	
投資損失引当金繰入	額	16,305	
減損損失		228,419	
和解金		38,433	373,325
税引前当期純利益			164,522
法人税、住民税及び事	業税	163,638	
法人税等調整額		△35,001	128,637
当期純利益			35,885

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日) 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

						株	Ę	主	資	本				
				資	本	剰	余	金		利	益	剰	余	金
項		資本	金	資本準備金	その	の他資	資本	資本乗合	削余金	≨II ≥≤	進備る		その他! 剰 余	
				其 华华岬亚	剰	余	金	合	計	7°13	干加五		繰越和剰 余	
当期首	孫 高	861,5	583	608,133	3	331,7	757	939	9,890		551		649	,920
当期変	動額													
新株の	の発行	,	124	124					124					
減	資	△771,5	583		-	771,5	583	77	1,583					
当期組	純利益												35	,885
当期変動	額合計	△771,4	159	124	-	771,5	583	77	1,707		_		35	,885
当期末	残 高	90,1	124	608,257	1,	103,3	340	1,71	1,598		551		685	,805

			株	主	資	本		
項		利益剰余金	自	2	株	式	株主資本合計	純資産合計
		利益剰余金合計			不	I	休土貝平口司	
当期	首 残 高	650,471			△75,	706	2,376,239	2,376,239
当期:	変動額							
新株	の発行						248	248
減	資						_	_
当期	純利益	35,885					35,885	35,885
当期変	動額合計	35,885				_	36,133	36,133
当期:	未残高	686,356			△75,	706	2,412,372	2,412,372

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく 簿価切下げの方法)によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産…定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物3~40年構築物5~30年機械及び装置2~15年丁具・器具及び備品2~15年

(2) 無形固定資産…定額法を採用しております。

なお、ソフトウエア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般 債権については貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別に回収見込 額を検討し、回収不能見込額を計上しており ます。

- (2) 賞 与 引 当 金…従業員の賞与給付に備えるため、当事業年度 における支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 株主優待引当金…株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。
- (4) 投資損失引当金…子会社への投資に対する損失に備えるため、 当該子会社の財政状態を勘案して、必要額を 計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、当社の商品を提供した時、製品については顧客に到着した時にそれぞれ収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、株主優待券受取額、親会社株主優待券の交換手数料、他社ポイントの付与相当額及びフランチャイズ(FC)店舗向けに販売している原材料については、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を差し引いた純額を収益として認識しております。

6. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理…消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方 式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上していた株主優待券 受取額や親会社株主優待券の交換手数料、及び他社ポイントの付与相当 額を、それぞれ売上値引として売上高に計上する方法に変更しておりま す。また、FC店舗向けに販売している原材料について、従来は顧客か ら受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への材 料販売における当社の役割が代理人取引に該当するため、当該対価の総 額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に 変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、全ての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高が221,281千円、売上原価が127,739千円、売上総利益並びに販売費及び一般管理費が93,542千円それぞれ減少しております。なお、当事業年度の繰越利益剰余金の期首残高に影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、当事業年度に係る計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した額であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 固定資産の減損

当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位:千円)

	(+ \(\frac{1}{2}\)\(\frac{1}{2}\)
有形固定資産	626,406
無形固定資産	31,888
減損損失	228,419

(2) 繰延税金資産

当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位:千円)

(3) 資産除去債務

当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位:千円)

資産除去債務	68,738
--------	--------

(4) 投資損失引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位:千円)

投資損失引当金	27,000
---------	--------

②識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報 当社は、子会社の投資に対する損失に備えるため、損失負担見 積額を投資損失引当金として計上しております。

損失負担見積額については、子会社の財政状態等を勘案して見 積りを行っておりますが、子会社の状況により翌事業年度に係る 計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

当事業年度において、原状回復の度合いの高い店舗について新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用について見積りの変更を行いました。この見積りの変更に伴い28,285千円を資産除去債務に加算しております。

なお、この見積りに伴って、当事業年度の営業損失が22,178千円増加し、経常利益が22,178千円、税引前当期純利益が25,253千円それぞれ減少しております。

(追加情報)

会計上の見積りの不確実性について

世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの地域でヒトとモノの移動が制限され、消費者の購買行動が大きく変化しました。

終息時期の正確な予測は困難ですが、ワクチン接種が開始され、感染拡大は今後緩やかに収束するものと仮定し、固定資産の減損損失及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、現時点で入手可能な情報に基づいて最善の見積りを行っておりますが、今後の実際の推移がこの仮定と乖離する場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

2,741,126 千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 関係会社に対する長期金銭債権 関係会社に対する短期金銭債務 125,238 千円 916,848 千円 530 千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額 営業取引 41,974 千円 営業取引以外の取引 3.972 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 普通株式 50,549株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

妈还投令答弃
繰延税金資産

賞与引当金	4,372 千円
未払事業税	4,819 千円
有形固定資産減損損失	149,060 千円
関係会社株式	86,256 千円
貸倒引当金	347,561 千円
貸倒損失	203,580 千円
未払金	13,040 千円
その他	40,781 千円
小計	849,472 千円
評価性引当額	△814,471 千円
繰延税金資産合計	35,001 千円

繰延税金負債

(関連当事者との取引に関する注記)

会社等の名称 (氏名)	議決権の 所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)			
子会社									
					関係会社短期貸付金	74,249			
 	(所有) 直接	資金の援助	貸付金の回収 (注) 2、3	35,000	1年内回以予定関係会社長期貸付金	38,004			
ョン	100.00				関係会社長期貸付金	103,956			
			利息の受取 (注) 2	1,992	_				
㈱竹若	(所有) 直接 100.00	資金の援助	_	_	破産更生債権等(注)4	812,892			

(%) (%) (11)	(千円)
兄弟会社	
クレジット クレジット クレジット カード売上 1,552,992 トカード 高 (注) 1	
フィナンシャルトラスト ー 決済処理 クレジット カード取扱 事業 手数料 (注) 50,718	102,616

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高に は消費税等が含まれております。

- 取引条件及び取引条件の決定方針等 (注) 1.独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っておりま
 - 資金の貸付については、貸付利率は市場金利等で勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は各子会社との貸付契約によ っております。
 - 3. ㈱あさくまサクセッションへの貸付金及び未収入金に対し、 216,909千円の貸倒引当金を計上しております。 4. ㈱竹若への破産更生債権等に対し、812,892千円の貸倒引当
 - 金を計上しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解しるための基礎となる情報は、連 結注記表(収益認識に関する注記)に同一の内容を記載しているので、 注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益 452円90銭 6円74銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表 (1株当たり情報に関する注記を除く)に記載の金額は、表示単位未 満を切り捨てて表示しております。1株当たり情報に関する注記に 記載の金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月30日

株式会社あさくま 取締役会 御中

有限責任大有監査法人 東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 鴨田 真一郎 業務執行社員 公認会計士 鴨田 真一郎 指定有限責任社員 公認会計士 坂野 英雄 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社あさくまの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あさくま及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載 内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の 報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬 により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影 響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び 実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施 過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求め られているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により 記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月30日

株式会社あさくま 取締役会 御中

有限責任大有監査法人 東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 鴨田 真一郎 紫務執行社員 公認会計士 鴨田 真一郎

指定有限責任社員 公認会計士 坂野 英雄業務執行社員 公認会計士 坂野 英雄

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社あさくまの2021年4月1日から2022年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載 内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の 報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成する ことが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任 がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施 過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求め られているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、その構築及び運用の状況を確認し検証いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反 する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 有限責任大有監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 有限責任大有監査法人の監査の方法及び結果は相当である と認めます。

2022年5月31日

株式会社あさくま 監査役会 常勤監査役 松 井 悟 印 (社外監査役) 松 井 悟 印 社外監査役 石 井 林太郎 印 社外監査役 後 藤 德 彌 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3)株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし開示)の規定 は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。 (下線中変更部分を示します。)

	(下線は変更部分を示します。)
現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書類およ び連結計算書類に記載または表示をすべき事	(削 除)
項に係る情報を、法務省令に定めるところに 従いインターネットを利用する方法で開示す ることにより、株主に対して提供したものと みなすことができる。	
(新 設) (新 設) (新 設)	(電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。 (附則) (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第1条 定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第14条 (電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。 3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役4名全員が任期満了となります。つきましては、当社の経営体制の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位	、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社の 株 式 数
1 新任	ひろた よういち 廣田陽一 (1984年8月13日)	2008年10月 2013年6月 2016年9月 2018年3月 2019年5月 2020年2月	株式会社テンポスバスターズ入社 同社北関東エリアマネージャー 同社営業本部営業課課長兼新宿エリアマネージャー 同社営業本部東日本営業部部長 同社関西エリアマネージャー 同社営業本部西日本営業部部長 (現任) 株式会社ドリームダイニング取締役社長(現任)	一株
	【取締役候補者とした理由】 廣田陽一氏は、当社のグループ会社の取締役として経営に携わるとともに、 強いリーダーシップを発揮して長年にわたりグループ会社の事業の成長を牽 引してまいりました。同事業で培った幅広い知識と豊富なマネジメント経験 は、当社の企業価値向上に資することが期待されるため、同氏を取締役候補 者といたしました。			
	にしぉ すみこ 西 尾 すみ子 (1947年9月20日)	1964年 5 月 1983年 9 月 1995年 6 月 2004年 4 月 2017年 6 月	当社入社 当社取締役商品部長 当社代表取締役 当社取締役(現任) 株式会社あさくまサクセッショ ン取締役 株式会社竹若取締役	145,900 株
	【取締役候補者とした理由】 西尾すみ子氏は、長年にわたり当社の管理部門を中心に経営の中核を担っており、豊富な業務経験と知見を有しております。今後も当社の事業発展に貢献することが十分に見込まれ、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社の 株 式 数	
3 新任	やました ゆうじ 山 下 祐 司 (1972年9月3日)	1992年 4 月 さわやか株式会社 炭火レストランさわやか入社 2008年11月 同社エリアマネージャー 2012年 4 月 同社営業部部長 2022年 4 月 当社入社 営業部本部長	一株	
	【取締役候補者と		= \ \ - \	
		á社入社後、店舗運営に携わり、営業部門の本部長		
		た。飲食事業に幅広く精通しており、前職から		
	きた実績・経験を当社の更なる事業発展に十分に活かしていただけると判断			
	し、取締役候補者	といたしました。		
4 再任	しみず たかひろ 清 水 孝 洋 (1967年2月19日)	1989年 4 月 シヤチハタ商事株式会社 (現シヤチハタ株式会社) 入社 2004年 4 月 同社マーケティング部長 2007年 4 月 同社商品企画部長 2011年 3 月 一般社団法人日本市場創造研究 会 理事(現任) 2011年10月 シヤチハタ株式会社営業企画部 長 2014年 1 月 同社海外企画部長 2019年 7 月 商品企画考房 代表(現任) 2021年 6 月 当社社外取締役(現任)	一株	
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
	清水孝洋氏は、長年にわたり大手製品メーカーにて営業及び商品企画部門に			
	携わってきており、人格、見識ともに優れ、グローバルビジネスにも精通し			
	ております。同氏の豊富なビジネス経験と知見を当社の経営に生かしていた			
	だくため、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。また、同氏に			
	は豊富なビジネス経験を生かし、当社において独立した客観的な立場で、経			
	営を監督する役割を果たしていただいております。			

候補者番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		候補者の 有する当社の 株 式 数
5 再任	はゃし みゅき 林 幸 (1961年2月17日)	1983年 4 月 2009年 4 月 2014年 4 月 2015年 4 月 2015年 4 月 2017年 4 月 2020年 4 月 2021年 4 月 2021年 6 月	学校法人二川学園入職 学校法人上田学園香久山幼稚園 園長 社会福祉法人クレッシュ理事 (現任) 学校法人滝の坊学園莇生保育園 園長 みよし市子育で支援センター センター長 厚生労働省愛知県保育士等キャリアアップ研修講師 学校法人名古屋文化学園保育専門学校講師(現任) 愛知県幼稚園教諭免許状更新講習講師(現任) 当社社外取締役(現任)	一株
	1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		ひび期待される役割の概要】	
	林 幸氏は、長年にわたり幼児教育における教育現場と事業経営に携わって きており、人格、見識ともに優れ、豊富な人脈の形成を培ってきました。同			
	氏の教育者としての豊富な経験と知見を当社の経営に生かしていただくこと			
	で企業価値の向上に貢献すると判断し、引き続き同氏を社外取締役候補者と			
	いたしました。また、同氏には事業経営者としての経験を生かし、当社にお			
	いく独立した各働 ります。	別な丑場で、私	圣営を監督する役割を果たしていた	こだい(お

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 候補者のうち清水孝洋氏、林 幸氏は、社外取締役候補者であります。なお、両氏の社外取締役としての在任年数は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
 - 3. 当社は、清水孝洋氏及び林 幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員 として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 当社は、清水孝洋氏及び林 幸氏との間で会社法第423条第1項に定める賠 償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、 会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。
 - 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、各取締役候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 石井林太郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、	地位及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社の 株 式 数
かつべ やすぉ 勝 部 康 男 (1953年12月2日) 新任	1976年 4 月 1997年 9 月 1997年10月 2006年 6 月 2015年 5 月 2019年 9 月	株式会社ダイエー入社 株式会社ビーディーエー設立 代表取締役(現任) 株式会社藤本アソシエイツ パートナー 株式会社インテグレーションマネ ジメント取締役 株式会社東京衡機 常務取締役 一般社団法人ディレクトフォース	一株
		ディレクター(現任)	

【社外監査役候補者とした理由】

勝部康男氏は、当社の事業と異なる分野で活躍してきた人材であり、経営管理部門 (経営企画、人事、総務、法務、財務経理等)の豊富な経験と知見を有しております。これらの専門性及び経験を活かし、社外の視点から当社監査体制の一層の強化 を図るための有用な助言や提言が期待できるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 勝部康男氏は、社外監査役候補者であります。同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
 - 3. 当社は、同氏の選任が承認された場合には、同氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。
 - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案が原案どおり承認され、同氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役

1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令に定める員数を欠くこ

とを就任の条件とし、その任期は前任者の残存期間とします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、	地位及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社の 株 式 数
もりした あきひと 森 下 明 人 (1966年2月4日)	2013年 4 月	加藤實税理士事務所入所 株式会社海帆入社 当社入社 管理部経理課課長 (現任)	—株

【補欠監査役候補者とした理由】

森下明人氏は、長年にわたる税理士事務所での実務経験により、会計・財務に関する知見を有しており、事業会社においても管理部門全般の業務に従事し、豊富な知識を有しております。当社においても管理部経理課課長として経理業務全般を監督しており、経営の監視や適切な助言が期待できると判断し、同氏を補欠の監査役候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

<社長就任にあたっての所信表明>

新任代表取締役候補者 廣田 陽一

平素は格別のご高配とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

私はグループ会社である、株式会社テンポスバスターズに入社して13年が経ちました。数々の部署を経験してきた中で、常に大事にしてきたことは、"お客様の立場に立って考えること"であり、株主総会で自身がご選任いただけた場合には、この考えを大事にした上で、あさくまでも取り組んでまいります。

あさくまのこれまでの歴史、企業価値を大事にして、時代の変化への対応と進化を遂げるために、そのためのベースづくりをまず行ってまいります。

そのために、"食を通じて「よろこび」をご提供・追求し続けます"の理念を元に、2つの安心と感動を与えるレストランづくりを行ってまいります。

●料理で安心 "徹底的に品質主義"

具体的には、ザラダバーの野菜や総菜。いつでもシャキッとしたレタスや、作り立ての総菜、炊き立てのご飯など、サラダバーだからと言って、できて数時間たったものを置いたままにすることを無くします。お客様にご支持いただいているコーンスープもそうです。他社にない濃厚なコーンスープ。これも同じ品質をどこの店舗でもいつでも提供できるようにしてまいります。

当社の看板メニューである、ステーキやハンバーグの鮮度や温度の管理を徹底することで、いつでも肉汁や旨味があふれるステーキとハンバーグを提供してまいります。これらの"徹底した品質主義"に取り組むことで"いつでもどこでも同じ味""料理で安心"を提供していくことを目指します。

●サービスで安心 "接客レベル・マナーの向上・フォーマルな接客"

次に、安心して過ごせる環境を提供するために、接客レベル、モラルの向上に取り組みます。接客時の言葉遣いや態度、アイコンタクトなど、お客様の不満足を無くし、満足から安心を提供できるようにオンラインでのトレーニング、実技のトレーニング等を行ってまいります。

さらに、よりお客様との時間を増やせるように、生産性の向上を行います。"多能工化"で、全社員が全ての業務を行えるようにし、"1 way 4 job"で1つの取り組みの中で4つ以上の業務ができるようにし、"仕組み、業務改善"で、より業務時間が削減できるようにしてまいります。

●エンターテイメントで感動

現在、お子様を対象としている「グリル体験」を開催しています。これはお子様が家族のためにステーキを焼き、料理体験を行うと同時に、焼いたお子様がお母さんに普段言えない感謝の言葉を言えるように、お子様の背中をちょっと押してあげるというものです。

_ また、それ以外にも"結婚記念日"や"還暦祝い"で、ご主人様から奥様に

涙ながらに手紙を読んでもらうサプライズ演出も行っております。

そんな「心のふれあい」のお手伝いを行うことで、お客様の「笑顔」を持って帰ってもらうお手伝いが、喜びでもあります。"感動を与えるエンターテイメントレストラン"として、ほかにも様々な取り組みを行ってまいります。

●お客様と一緒になってあさくまを作っていく カンタレス経営 飲食店にはカウンターがあり、その内側にはスタッフが、外側にはお客様がいます。あさくまではこのカウンターを無くす経営(カウンターレス、縮めてカンタレス)を行ってまいります。

お客様に喜んでもらえるお店作りをするために、お客様との境界線を無くして、一緒になって企画を考えて実行したり、スピーディーにお客様の また写際していく環境ではいましてまいます。

声を反映していく環境づくりをしてまいります。

現在90万人のメール会員の皆様に、一緒に新メニューを考える"商品開発担当"や、駐車場の植栽を管理していただく"ガーデニングおじさん"、料理の味や接客サービス、衛生管理まで約250項目をチェックしていただく"抜き打ちチェッカー"の募集を行っております。今後は前述の内容以外にも"お客様と一緒になってあさくまを作っていく"ために、新しいことにも取り組んでまいります。

●出店に関して

中部地区からまず始め、次に千葉県、神奈川県へ、また関西地区への出店を進めていき5年で100店舗を目指していきます。関東地区と関西地区には魅力的なマーケットはあるものの、まだ出店できていないエリアが多数あります。ここへ出店することで、あさくまの魅力を伝えていくことを進めてまいります。

創業73年 愛知県民に愛されてきた"あさくま"の歴史、大事にしてきたことを守りつつも、どんどん新しいことにチャレンジしていく、全国へあさくまの魅力を届けてまいります。

今後とも、株主様の皆様の変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

株主総会会場ご案内図

●会 場 愛知県日進市赤池町西組32番地 ステーキのあさくま 本店 1 階大広間

●交通機関 電車の場合 地下鉄 鶴舞線「赤池駅」徒歩約10分 自動車の場合 国道153号線「赤池2丁目北」交差点を西へ 約600m 県道56号線(名古屋岡崎線)「平針」交差点





